

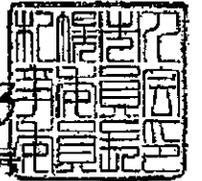
札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則及び札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月24日

札幌市人事委員会

委員長 祖田井 里重

札幌市人事委員会規則第 2 号



札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則及び札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則  
(札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則の一部改正)

第1条 札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則(平成29年人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表2 調整基本額表(第3条第3項第1号関係)	別表2 調整基本額表(第3条第3項第1号関係)

改正前

給料表 \ 職務の級	(略)	4級
教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等)	(略)	<u>13,100円</u>
教育職給料表 (小学校、中学校、幼稚園等)	(略)	<u>12,700円</u>

別表3 調整基本額表 (第3条第3項第2号関係)

給料表 \ 職務の級	(略)	4級
教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等)	(略)	<u>12,500円</u>

改正後

給料表 \ 職務の級	(略)	4級
教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等)	(略)	<u>13,300円</u>
教育職給料表 (小学校、中学校、幼稚園等)	(略)	<u>12,900円</u>

別表3 調整基本額表 (第3条第3項第2号関係)

給料表 \ 職務の級	(略)	4級
教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等)	(略)	<u>12,600円</u>

教育職給料表 (小学校、中学校、 幼稚園等)	(略)	<u>12,200円</u>	教育職給料表 (小学校、中学校、 幼稚園等)	(略)	<u>12,300円</u>
------------------------------	-----	----------------	------------------------------	-----	----------------

(札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則の一部改正)

第2条 札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則(平成29年人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表2(第3条第1項関係) (1) 教育職給料表(高等学校、特別支援学校等)			別表2(第3条第1項関係) (1) 教育職給料表(高等学校、特別支援学校等)		
職務の級	区分	支給額	職務の級	区分	支給額
4級	1種	<u>79,600円</u>	4級	1種	<u>80,300円</u>

改正前

	2種	68,300円 (人事委員会が別に定める者にあつては、73,900円)
(略)		

(2) 教育職給料表 (小学校、中学校、幼稚園等)

職務の級	区分	支給額
4級	1種	76,700円
	2種	65,800円 (人事委員会が別に定める者にあつては、71,200円)
(略)		

別表3 (第3条第2項関係)

(1) 教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等)

職務の級	区分	支給額
4級	1種	74,400円
	2種	63,700円 (人事委員会が別に定める者にあつては、69,000円)

改正後

	2種	68,800円 (人事委員会が別に定める者にあつては、74,600円)
(略)		

(2) 教育職給料表 (小学校、中学校、幼稚園等)

職務の級	区分	支給額
4級	1種	77,400円
	2種	66,400円 (人事委員会が別に定める者にあつては、71,900円)
(略)		

別表3 (第3条第2項関係)

(1) 教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等)

職務の級	区分	支給額
4級	1種	75,000円
	2種	64,300円 (人事委員会が別に定める者にあつては、69,700円)

改正前			改正後		
(略)			(略)		
(2) 教育職給料表 (小学校、中学校、幼稚園等)			(2) 教育職給料表 (小学校、中学校、幼稚園等)		
職務の級	区分	支給額	職務の級	区分	支給額
4級	1種	72,600円	4級	1種	73,300円
	2種	62,200円 (人事委員会が別に定める者にあつては、67,400円)		2種	62,800円 (人事委員会が別に定める者にあつては、68,000円)
(略)			(略)		

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則（以下「改正後給料調整額規則」という。）別表2及び別表3の規定並びに第2条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則（以下「改正後管理職手当規則」という。）別表2及び別表3の規定は、令和8年1月1日から適用する。
- 改正後給料調整額規則又は改正後管理職手当規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則又は第2条の規定による改正前の札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給料調整額規則又は改正後管理職手当規則の規定による給与の内払とみなす。